

告 訴 状

福岡縣飯塚市狐田南通り筑豊労働會館内

告訴人 村 本 福 利

福岡縣嘉穂郡穂波村平恒飯塚炭坑

被告訴人 中 島 某

同 辨 原 某

同 川 野 某

同 江 田 同坑副 長

告訴の理由及事實

昭和十年五月十日午後八時頃衆議院議員龜井貞一郎氏の議會報道
演說會を飯塚市公會堂に於て開催されるに就て宣傳ピラ撒布の必
要上届済のピラを總同盟員方出張所員平田三十穂と日石石原葉澄
は私と共に飯塚炭坑に撒布中、中島、辨原の兩名が私の兩手を拘

へ勞務詰所に速行しました、餘り騒々しいので出て見ました時平
山は路上に倒れ三、四人の勞務係に押へられて川野某は昂奮して
厥つて居りました、私は制止せんとして川野某の爲に殴られました
た、中島、辨原は告訴人の自由を拘束し暴行を負しめたことは三
菱炭坑は上からの命に絶對服従と言ふこと勞務係も其の點から出
たものでせう。

尚亦先月十日頃日石宣傳週刊中ピラ撒布をした時勞務係は殴打す
るから其の時は知らんと言ふ意味のことを聞きました。

今度暴行を受けたことは江田副長の計畫的行爲と思ひます。

右は暴行罪を構成するものと存じ候間告訴に及候に就ては嚴重に

御取調へ被下度

右告訴に及候也

昭和十年五月二十一日